

鹿児島工業高等専門学校優秀教員表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、管理運営、地域社会への貢献を含み、学生教育を中心とする分野において、顕著な功績を挙げている教員を表彰するとともに、表彰を通じて鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教育の充実及び向上を目指すものである。

(表彰部門)

第2条 表彰部門として、一般部門と若手部門を設け、次のとおりとする。

(1) 一般部門

当該年度の10月1日現在で本校における勤務年数が5年を超える教員

(2) 若手部門

当該年度の10月1日現在で本校における勤務年数が5年を超え、かつ、当該年度の年度末における年齢が40歳以下の教員

(表彰基準)

第3条 表彰は、次に掲げる活動分野において顕著な功績があったと認められる者とする。若手部門では特に、今後一層の功績を上げることが期待される者を重視する。

(1) 教育活動

(2) 学生生活指導

(3) 教育・研究を通じた社会への貢献

(4) 管理運営（一般部門の表彰に限る。）

(選考委員会)

第4条 各表彰部門の候補者の採点及び審査並びに表彰候補者の選考を行うために選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 校長

(2) 副校長

(3) 校長補佐

(4) 事務部長

(5) その他校長が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

(選考方法)

第5条 委員会は、毎年教員から提出された自己点検票（その2）について、別に定める

基準に基づき、採点を行う。

- 2 委員会は採点結果に基づき、それぞれ各部門上位者の中から若干名を選考するものとする。

(被表彰者の決定)

第6条 校長は、前条の選考結果に基づき、表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、校長が表彰状を授与して行う。なお、記念品を授与することができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、教員表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校教育研究表彰規則（平成13年11月16日制定）及び鹿児島工業高等専門学校教育研究表彰基準（平成15年6月2日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。